JAPAN Neko-Dasuke NETWORK

いのちにやさしいまちづくり

ニュース

[p-1]
2011 平成23年3月
Vol.40
発行／著作
NPO ねこだすけ
〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
www.nekodasuke.net

愛護動物 衰弱虐待 犯罪 罰金５０万円

愛護動物 殺傷 犯罪 懲役1年罰金１００万円

身近で頻繁に起こって、いつも耳にするのが「動物虐待なのに、警察の動きが鈍い。」

それならば、警察署が動きやすくなる仕組みを考えようと思うのです。

旧動管法が新動愛法に変った1999年12月。法律改正に盛り込まなかったけれども、すごく大切な事柄が、国会から出された付帯決議に示されています。法律を実行する際に適切な措置を相談し合う事項などについてです。そこには、「法改正から5年を目途に、いろいろ考えあわせなさい。…」などといいながら八つの事項をあげました。その一つは、「罰則の対象になる虐待の定義等については、本法に基づく摘発や立件等の状況を踏まえ、見直しの必要性を含め検討を行う事。」…です。

この法律でいう「虐待」とは、「給餌または給水をやめることにより衰弱させる」等の「虐待」と定義される「衰弱虐待」です。

ここで大きな問題が起こっています。親が子に、または人が人に対する残酷な行為の「虐待」と、動物衰弱虐待とは大きく意味が違います。

動物衰弱虐待は、所有者占有者取扱者などのいる愛護動物に対する「飼い主責務の履行違反」が原因で起こる犯罪と思われます。

この法律の第44条の1項では、よく耳にする「動物虐待」を、「愛護動物を殺し傷つけた者」、つまり「殺傷」と定義しています。愛護動物とは「所有者占有者取扱者等のいるいないに関わらず」同法44条4項の一、二号でいう犬やねこなど11種の動物をも含んでいますから、飼い主などによる残酷な行為の犯罪と、飼い主などがいてもいなくても、殺傷する犯罪は明らかに違います。

「動物虐待なのに警察の動きが鈍い」というとき、多くの警察は「ペットの飼い主の残酷な行為」を思いうかべていると容易に判断できますし、野良ねこをいじめたら「虐待」なのか？と疑問を持つかも知れません。

飼い主の行為である「衰弱虐待罰金50万円」と、「動物殺傷」はそれぞれ異なる行為であり、飼い主がいるいないに関係なく、愛護動物殺傷犯罪は懲役1年、罰金100万円です。

野良ねこを殴って傷にしたら「虐待」ではなく「殺傷犯罪」であることを、警察や役人に上手に伝える努力が必要と思うのです。

人々が必要と思うので法律は作られるようです。法改正から最初の5年後には、必要な法律を上手に使うために「動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。」などと、「環境省告示」でも表明しています。

それから更に5年を経過して、第2回めの法の見直し時期に当たっています。愛護動物に対する衰弱虐待犯罪と殺傷犯罪の違いや、その違いに基づいて法を執行する担当役人や警察などの専門知識などについて、更に法改正が必要なのかどうなのか？今後もさまざまな意見が持ち出されていくものと思われます。

アニマルウエルフェア(AWN)連絡会ブログより引用　http://awn.awn.sub.jp/

地域猫活動ガイドライン 後編

NPOねこだすけ 代表理事 工藤久美子

環境省　http://www.env.go.jp/

動物愛護
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/

環境省　動物愛護　検索

環境省が平成22年2月に発行した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（表紙を含み24頁の冊子）」16頁めの第5(V)項目に、「 地域猫」を取り上げています。

この冊子はホームページからプリントする方法のようです。セミナーなどでは地域猫の項目を抜き出してコピーしていただき配布していますが、多少の在庫もあり郵送できますのでねこだすけ迄ご連絡ください。（連絡方法は8頁参照）

記事中の【P17】などは冊子に印刷されている頁番号ですので、お手数ですが照らし合わせていただけると幸いです。

ねこだすけニュースvol.39（前回号）の6頁に、当ガイドラインで重要と思われるポイントを10に区切り、1から5までプラスマイナスの評価を試みて掲載しました。今回は同様に、ポイント6から10まで掲載します。

ポイント6　（4）エサやり【冊子P17】

「エサや水は健康維持を考えて十分配慮してください。」とありますが、水を置くことすらおそらく皆さん往生されているのではないでしょうか。

やれ水を捨てられた、容器を壊された、異物を入れられたなどなど……。

苦肉の策で「防火用水」と書いたバケツを片隅にそっと置かせていただく、植木鉢の後ろに小さなカップを隠すなど、はっきり言ってセコく肩身の狭いことです。

しかし、このガイドラインに従うことで「エサや水は健康維持を考えて十分配慮して。」「地域住民の迷惑がかからない場所に」置きましょう。…という具合になります。※プラス評価

ポイント7　（6）不妊去勢手術【冊子P18】

「識別する方法としては、V字カット、耳ピアス（ビーズ）、マイクロチップなどがあります。」とあります。

未だ耳カットに賛成できない方々もいらっしゃるようですが、さすがに環境省です。様々な方法を紹介、なんでも良いよ、と言う鷹揚さを感じます。※プラス評価

ポイント8　（7）その後の管理【冊子P18】

「エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。」について…

エサ代は別として手術費は町会、行政、警察に提出するレポートに収支報告として添付しましょう。猫のリサーチとそれに基づき資金を計算し着実に活動を行うことを薦めています。※評価保留

ポイント9　（8）猫の譲渡【冊子P18】

このパートは本当に楽しいです。ガイドラインを制作された方々の愛情を感じてホンワカします。

ぜひ実際に現物ガイドラインをご覧くださいませ。結論を申しますと「こんなことしてたら猫は絶対に捕まらへんし、エサやりも10年は問題ないで!!」

※評価保留

ポイント10　VI 迷惑防止策【冊子P19】

この項目では…「犬や猫が家の敷地に入ってこられないようにする方法を紹介します。」

ここでは犬や猫が苦手な方もぼやいてばかりいないで防止策を試してみてください、と様々な方法を紹介しています。

動物が好きな方も苦手な方も、お互いに知恵を出し合って猫によるトラブルを解決していくことを示唆しています。※プラス評価

終りに…

内容の評価を…、などと身構えてしまいましたが、せっかく環境省が作ってくださったこのガイドラインです。上手に使ってこそ、自ずと評価もプラスに向かいます。

上手に使って行く上で最も大切なことは…

1. 先入観を持たずに素直に読む。

2. 読んだ通りにやってみる。

3. ガイドラインを地域の皆さんにも見ていただき、それに従って活動していることを説明する。

……この三点です。皆さん、がんばりましょう。

●新刊書をいただきました。
かなえの祈り／祈り犬かなえ誕生　著者・柿沢美貴
絵・武藤修　発行・（株）スラップショット

あなたのワンちゃんは幸せですか？みんなの幸せのため、かなえは今日も心をこめて祈ります。

かなえの祈り

●掲載誌をいただきました。
早稲田大学マスコミ研究会発行・ワセキチ　ペットブーム　その光と影

地域猫活動の頁に掲載されました。

ワセキチ vol.18

ねこだすけ　行事　検索

●ホームページに「行事計画」を掲載しています。

地域ねこ対策 行事計画

飼い主のいない猫対策セミナー＆相談会　平成23年1月29日、立川市環境対策課主催で行われました。

新宿区保健所衛生課の高木さんと、NPOねこだすけ工藤が講師講演と質疑応答に協力しました。（右の写真）

「地域ねこ対策100箇所あれば100通り」のように、役人さんも100人100様。横浜市磯子区やねこだすけボランティアなどが「地域ねこ」などと言い始めた、ほぼ10年ひと昔前から「人と猫との調和のとれたまちづくり＝地域ねこ対策」担当、高木さんの講座は全国的にも高い評価の声が聞かれます。

のら猫問題対策セミナーと猫なんでも相談会　1月22日、新宿区柏木地域センターで、地域に根付く「地域ねこ対策」を目的に、「新宿区・人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」が主体となって開きました。同協議会の会員から「これから地域ねこ対策が必要な地域」が強く提案されたことがきっかけです。

地域との協働活動で「地域ねこ」を根付かせている体験発表後の個別相談会では、これから「地域ねこ対策」に向かうための具体的な話し合いが、それぞれの地域事情に即してすすみました。

調印式　ねこだすけは「地域ねこ対策」を「官民三者協働」と位置づけます。

三者とは、1.主体となる「地域（＝住民組織）」2.サポートする「役所」3.ねこに詳しい「ボランティア」です。

そこで主体となる地域住民や、ねこの習性生理生態などに詳しいボランティアさんのTNR（捕獲・手術・返還）活動に支障をきたさない目的から、役所と協議の上ねこだすけ所有のトラップケージ（捕獲器）を役所で保管管理し、担当課窓口から区民に貸し出す仕組みを続けています。

返却や在庫管理の役割分担は役所ですので、随時連絡を取り合いながら貸し出し用の台数を調整し、補填や整備を行います。

毎年台数が増えますので、今年もケージに関する覚書きを作り直して、新宿区八十恒人健康部長と1月13日に調印を交わしました。上の写真、左はねこだすけ代表理事工藤久美子。

千葉地域ねこセミナー、平成22年12月8日開催。運営の主体「千葉地域ねこ活動の会」代表の岩切さんは、NPOねこだすけ千葉支部を兼ねています。

悲痛な「捨て猫抑止」看板（上の写真）のように、セミナー会場は地域ねこ対策などの愛護動物所管と異なる役所の会議室です。（下の写真）

ここで少しややこしく堅苦しいおさらいですが、**［ねこの棲むところで、人々に迷惑被害があるのなら、ねこの生態循環を抑止し、地域の人々がねこの棲息を支配する対策］**つまり「地域ねこ対策」が行われます。

ねこ対策の所管はセンターや保健所と考えられていますが、市民がねこの迷惑苦情を訴える役所の部署は他にも沢山あります。

ねこの立ち入る公営住宅・道路・公共施設・公園・河川敷・奥山を除く里山などやさまざまです。

地域ねこ対策の理想は「役所」「住民組織」「ボランティア」の「官民三者協働」の仕組みです。

今回のセミナーは「役所」の立場でありながら、地域ねこ対策の考え方の中の「迷惑被害のある（住民）組織」を想定し、愛護動物所管やボランティアと協働しながら対策を進めるスタイルでした。

「地域ねこ」は進化しています。

●CDをいただきました。まだ間にあうからプロジェクト

まだ間に合うから
小さな命を救って下さい

作詞：田中秀子
作曲：松尾由佳
歌：Ryu Matsuyama

●行事計画の内容をブログにも掲載しています。 地域猫　地域ねこ　ちいきねこ 検索

地域ねこ対策 行事

地域ねこセミナーIN大和地域。NPO猫と花地域環境ネットワーク（右の写真・代表星野氏）が主催して平成22年12月5日に行いました。講師講演はすみだ地域ねこの会庄司代表、NPOゴールゼロ代表獣医師齋藤(moco)先生、NPOねこだすけ代表工藤で、中野区後援です。

講演会後の「猫なんでも相談会」は、机を対面式に並べ変えて個別相談です。いつもの様に、さまざまな地域から一般参加している地域ねこ対策チームリーダーが、それぞれ得意の役割分担で相談の回答に応じました。

ここでも実践的な地域ねこ対策ボランティアさんに混じって、次世代を担う学生の方々が、研究発表や卒論に「地域ねこ」を取り入れるため参加していました。

新宿区では…11月20～27日まで戸塚地域センターで「地域ねこパネル展」を開催。（写真・左）

パネル展最終日に同センター7階で「にゃんにゃんセミナー十周年記念行事・第10回人と猫との調和のとれたまちづくりセミナー」「地域ねこ対策10年を振り返って、各区の歩み」を開催しました。

「できる訳がない・・・」などとも噂されながら、結果的に「飼い主のいない猫との共生支援事業」の浸透を担った東京都の初代担当佐竹氏や、港・文京・台東・練馬など各区の職員が地域ねこ対策資料を用意して講師やパネラーに参加されました。横浜市職員「地域猫のすすめ」著者の黒澤氏も急きょ質疑応答に加わっていただけるなど、まさに「地域ねこ同窓会」の様相です。（写真・下）

各区に依頼した配布資料は各60部づつでしたが、予想を超えた約120名の参加にふくらみました。

平成11年に、当時の東京都動物保護管理審議会が、「（要約すると）飼い主のいない猫問題に、協働で取り組むモデルプランを構築する。」ことを都知事に答申しました。これをうけて「できる訳がない」？…かも知れなかった「通称・地域ねこモデル地区」が3年間で20箇所成立しました。

その後地域ねこ対策の浸透と共に、都は「通称・地域ねこ支援事業」として継続し、各区市町村も地域事情に即した独自の事業計画を図り始めました。

国の所管の環境省も「通称・地域猫ガイドライン」を、平成22年2月に発表し、「協働での取り組み」を広げるきっかけになっています。

ちなみに、都のモデル地区認定第一号の牛込地域猫の会代表飯塚さんは、新宿区人と猫との調和のとれた町づくり連絡協議会副会長で、このセミナーの司会役です。また、中山弘子新宿区長が同会名誉会長で、ねこだすけ工藤が会長です。

当日は「地域ねこ」の推進に関わる大勢の皆さまが参列されていました。弁護士、獣医師、行政職員や、もちろん地域ねこ対策のチームリーダー、町会幹部、議員のほか、研究課題が目的の学生や文筆業・マスコミなどです。

国立市主催第4回にゃんにゃんセミナー

11月21日、国立・地域猫の会「猫のゆりかご」とねこだすけが協働し開催。「旧・新宿にゃんセミ」ののぼりや横幕を使い回しています。新宿区高木職員がゲスト講師。

各地のセミナー運営それぞれに、行政とボランティア「協働」のスタイルがあるようです。

会場を役所が借りて、広報紙掲載や自治組織などへの告知を役所が受け持つ。チラシのアイデアを協働で作成し、簡易印刷を役所が担当。ボランティアはチラシの手配りなどでPR。当日の設営、準備、撤去、受け付け係りなどを役人とボランティアの役割分担で一緒に行う、などです。

質議の際のより具体的な課題には、個別相談の時間を設ける方法も見られます。回答側の主体はボランティアと講師などで、役所がオブザーバー的な役割の場合もあります。

文京区魚躬職員　港区生駒職員　都・佐竹係長　横浜市職員黒澤獣医師　新宿区高木職員　飯塚副会長
練馬区石森職員　台東区高松職員　都・栗原係長　ねこだすけ工藤　新宿区石井職員　新宿区吉野課長

計画

大阪では…平成22年11月13日、THEペット法塾と動物法ニュース主催の「野良猫問題を考える」シンポジウムに、ゲスト講演・講師としてねこだすけ代表が招かれました。（右の写真・右から三人目）

基調講演は帯広畜産大学副学長で弁護士の吉田真澄先生です。（写真左から二人目、右隣は新宿区の高木さん）平成10年に吉田先生が設立した「ペット法学会」によって、「法令遵守の動物愛護」がすすみ始めたといえます。

例えば、野良猫を「ノネコ」と言い換えて「駆除」の言葉を実行していた役所が「防除」に書き換えました。「迷惑被害があるのなら前もって防ごう」とする考えが、愛護動物の繁殖制限や適正な終生飼養、遺棄、衰弱虐待、殺傷犯罪抑止などの気運を高めました。地域ねこ対策浸透の歴史を側面からサポートしています。

地域猫セミナー

11月14日、東京墨田区すみだ生涯学習センターで、すみだ地域ねこの会が主催し第4回め。「地域猫にする方法」や「野良猫用トイレの作り方」などをプロジェクターで解説。（上の写真）

協力として墨田区生活衛生課とNPOねこだすけ。役所は「飼い主のいない猫不妊等手術費用助成事業」の説明を行いました。

そのほか…日常活動の中で、実は「餌やり禁止」撤回対策が大きな比重です。セミナーやお話し合いの中から、手際よく上手に「地域ねこ」にすすむことは理想ですが、まだまだ「よそに連れ帰れ！」「外で飼うな！」「餌やるな！」などの改善に向けた対応も頻繁です。

TNR(トラップニューターリターン＝捕獲・手術・返還)活動を地域にお知らせすることの大切さを、ねこだすけニュース号外24号に掲載しました。また、行事も号外と重なりほぼ同じ内容ですが、かいつまんで以下にまとめました。

世田谷保健所主催、第13回飼い主のいない猫対策セミナー。11月13日、チームSLP代表田矢さんと猫花ネット星野さんが講師。地域ねこパネルなどでねこだすけが協力。

地域猫勉強会11月7日、立川地域猫の会主催。地域猫のすすめ著者黒澤泰氏が分かりやすく解説。講演後にねこだすけや、国立・猫のゆりかごと共に懇談形式の意見交換が行われました。

狛江にゃんにゃんセミナーは10月31日、第9回め。狛江市職員や、狛江地域ねこの会とねこだすけも協働で運営。参加者全員からスピーチをいただけるなど、嬉しいアクシデントも。右の写真

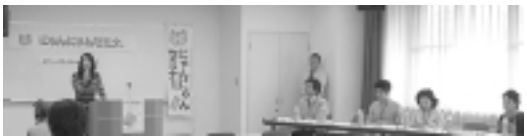

練馬区で10月23日、当月2度めの「飼い主のいない猫対策」セミナーです。

金沢市から参加の地域ねこチームリーダー3名が、ブログ「地域猫の作り方」作者ちゃま坊先生と会場で知り合い、翌日は地域猫の現場視察に同行。

新宿区四谷駅から数分の所で10月29日夜、パネルを展示し「地域ねこ対策」の浸透を目指す催しが、地元密着のボランティアさんのつながりから、サロン風の会場で開かれました。右の写真

所沢市と板橋区では…「飼い主のいる猫の適正飼養と飼い主のいない猫対策ガイドライン」を4月に作成した埼玉県所沢市主催の「飼い主のいない猫対策セミナー」と、東京板橋区で地域猫対策をすすめる「地域ねこ徳丸」の「板橋区民まつり・動物とふれあいと参加のひろば」での「地域猫パネル展」が10月17日に重なりました。

地域ねこチームSLPの田矢さんと、ねこだすけ代表工藤が「所沢ねこのネットワーク」と協力し、所沢市で講演や個別相談を受け持ちました

港区動物愛護推進員が10月9～10日、港区民まつりでねこだすけの地域ねこパネルなども展示し、動物愛護の普及や啓発を行いました。

地域で考える飼い主のいない猫対策。10月3日、府中市庁舎会議室で、地域ねこ活動の体験談と個別相談。講師は猫のゆりかご代表後藤さんとNPOねこだすけ代表工藤。

用意したペーパー資料が足りなくなり、職員がコピー室に走りました。庁舎を会場に開催できる利点でしょうか？

プライベートの立場で肩書きを外した他の地区の役人や議員、地域ねこ対策チームリーダーなどのほか、多彩な分野の方々が見えられていたようです。

練馬区「飼い主のいない猫対策」説明会・相談会を10月2日、大泉北地域集会所で開催。主催は練馬区保健所生活衛生課、協力NPOねこだすけ。右の写真は個別相談会

目黒区都会の猫を考える会主催、目黒区後援の「にゃんにゃんセミナー」が9月26日、目黒区総合庁舎会議室で行われました。

ねこだすけの講演後の個別相談は、規定の会場撤収時間ぎりぎりまで続きました。

最近は会場を役所が用意し、設営や運営などにも休日出勤で協働するケースが格段に増えました。（6頁に写真）

続：地域ねこ対策 行事計画

新宿歌舞伎町新宿区役所本庁舎玄関前で、平成22年9月19日。新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会と「歌舞伎町地域ねこの会」の地元チームワークで地域ねこパネルを並べ、歌舞伎町の方々に「地域ねこ対策」をご案内しました。上の写真

小平地域猫の会が同市東部市民センターで、ねこだすけの協力のもと9月12日「にゃんにゃんセミナー」を開催。

予定外の特別ゲストは、地域ねこのスペシャリスト黒澤泰氏。突然のお願いにも関わらずパネルディスカッションや、個別相談会にも参加していただきました。

地域ねこセミナーIN新井地域。中野区新井地域センターで8月28日に開催。主催はNPO猫と花地域環境ネットワーク、協力がNPOねこだすけ。

講演は「真の地域猫活動について」横浜市神奈川福祉保健センター黒澤泰氏（地域猫のすすめ著者）と「環境省の地域猫ガイドラインについて」NPOねこだすけ代表工藤久美子、「地域ねこの解説」すみだ地域ねこの会代表　庄司直子。今回も着席定員がいっぱいでした。会場アンケートでは、「飼い主のいない猫の問題がある」が67%で、地域ねこ活動について「良い」と「肯定するが課題や困難な点もある」の合計が89%でした。猫花ネットは、これからも地域に根付く「地域ねこ」を目指します。

右の写真は5頁、9月26日の目黒区にゃんにゃんセミナー。

ＴＮＲ活動をお知らせすることも、大切と思うのです。

この記事は号外24号に掲載されています。

昨年末は週末ごとに地域ねこ対策セミナーなどが続きました。

トラップ・ニューター・リターン、捕獲して手術し返還するＴＮＲ活動は随分前から行われ、不妊去勢手術もほとんど終っているのに、「餌やり嫌いのトラブルに手を焼いている」、などのご相談の解決にあたる日常活動が相変わらずなくなりません。

地域行政や住民組織・商店街・公園・企業などから「地域ねこ対策」のサポートを得られる迄には、多少のコツも必要のようです。

できることならば、どんなに小さくても構わないので、例えば町会の「班」や、管理組合の「何号棟」などの「住民組織」、また古い例えですが「向こう三軒両隣り」でもよいと思うのです。地域の皆さまに、前もってこの活動をお知らせしていたら防げたと思われるトラブルに出合います。

外のねこたちが、例えば劣悪と思える環境を余儀無くされているのならば、いくらかでも棲みやすくなる方法を願い、この活動を地域にお知らせすることになるのですが・・・。しかし、この「活動のお知らせ」が、現実にはそれほど簡単でもなさそうです。

一部にはすごく強引に野良ねこへの非難を続ける方もいますので、「先ずその前のお声がけ対策」を心掛けています・・・。が、そのような中にも、ほとほと手を焼いてしまう事態に立ち向かうこともあり、長期戦も覚悟の毎日です。

・・・それやこれやの解決方法の解説などが目的の、地域ねこ対策セミナーやパネル展などが、今迄にも増して各地で開かれています。

平成23年 行事計画 2月 3月

ねこだすけもお手伝いや参加させていただく主な行事

- **2月27日(日) 港　区・まちの猫問題懇談会**
- **3月 5日(土) 練馬区・地域ねこボランティア会議**
- **3月 6日(日) 中野区・地域ねこセミナー**
- **3月12日(土) 新宿区・人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会総会**
- **3月13日(日) 国立市・猫なんでも相談会**
- **3月14日(月) 豊島区・地域猫フォーラム**
- **3月20日(日) 長崎市・(仮称)地域ねこセミナー　ほか**

※終了している際にはご容赦ください。

※前々年度報告書の掲載をしていなかったことをお詫びいたします。大変遅くなりましたが収支の概略です。前年度分を次号に掲載の予定です。

特定非営利活動法人ねこだすけ、事業報告書等の概略を記します。

（特定非営利活動促進法及び条例等の規定に基づく、平成20年10月から平成21年9月までの事業報告書等より抜粋）

●特定非営利活動に係わる事業の成果

人と、命ある愛護動物との共生に配慮されるまちづくりを目的にした、地域ねこ対策事業を実施し、地域社会への浸透をはかった。

飼い主のいない猫との共生支援事業を、行政と協働で実施したことにより、生物多用性と環境保全等に係わる、人と動物やねことの適切な関係づくりの普及啓発がすすんだ。

地域ねこ対策事業の普及啓発イベントの講師やコンサルタントを受け持ち、行政施策と位置付けられる、同対策事業を共に行った。

●当期収益事業はありません。

会計財産目録・会計貸借対照表（抜粋）―（円）

資産の部合計	流動資産 現金預金	174,521.
負債の部合計	流動負債 短期借入金	212,000.
正味財産の部合計	基本金	0.
負債及び正味財産合計		△37,479.

会計収支計算書（抜粋）（円）

収入の部合計	3,075,686.
支出の部合計	2,951,646.
前期繰越収支差額	459,943.
次期繰越収支差額	124,040.

収入の部科目

会費収入	2,004,000.
寄付金等収入	575,724.

※当期事業収入、補助金等収入はありません。

支出の部科目

事業費	1,680,000.
印刷等広報製作費含む	
管理費	1,271,646.

厚生福利費　旅費交通費　消耗品費　通信費　光熱水費　会議費　交際費　支払手数料　運搬費　新聞図書費　租税公課　雑費　等

※当期報酬を受けた役員、社員、ボランティア他の従事者はいません。

つぶやき・つぶやき

写真は歌舞伎町地域ねこの会提供（表紙も）

●許可をもらったねこハウスが“攻撃的”ともウワサされる“地域ねこ反対者”に“置くと壊される”の繰り返しなのです…。

●TNRも終わって、保健所も了解している地区で“なんだか変テコ？”などとウワサされる“地域ねこ反対者”に、餌を置くと間もなく“捨てられる”のです…。

●約束通りきっちりTNRを済ましたのに“餌やり禁止”の文書がまわるのです…。

2件とも正論・理想論からですと“地域ぐるみの野良ねこ対策”として“町会商店会など地域社会に実情を投げかけて、地域協働で対処にあたる”…のですが、そんな理屈の通らないのも現場の現実です。

ある経験豊かな法律家は「う～。ねこハウスも餌皿も“許可”が合理的に証明できているのならば、キブツ損壊やセットウかな？」とのこと。但し、立証できる写真や物的な証明はこちら側の役目です。

これは多いですしなくなりません。途中の理屈を省きますが「役所は、餌をやれとも、やるな、ともいえない。」…です。現地の市区町村で「動物愛護法の執行担当」の有無を調べます。意外に無いことも多く、都道府県の担当に任せている自治体も多数です。その場合には、県などの担当と一緒になって、市区町村に戻します。

●万事やむを得ない事情のもと、多頭数の飼養者が所有権を放棄せざるを得ない事態などに遭い、ねこだすけメンバーの育成対象頭数が増えました。
フードなどのご支援をお願いいたします。犬用を含みます。裏表紙のねこだすけ宛てご支援物資を送付してください。随時現場に転送いたしております。

ご支援ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

地域ねこ対策や、人と動物との適切な関係づくりの広がりを願っています。

ペットとのふれあいなどがもてはやされる今、何が適切でどうすれば不適切なことがらを改められるのか？疑問の広がるアクシデントも多いです。

さまざまな出来事に出合うとき、目には見えにくい改善要請活動も頻繁です。どうぞ支えてください。

ねこだすけでは収益事業を行っていません。運営は皆さまのご支援とボランティアさんに頼っています。

●ねこに手を差しのべるとき、フードは欠かせません。地域ねこの現場や、多数頭の保護先ボランティアさんに転送します。
●トイレ砂や獣医薬品などの消耗品も嬉しいです。
●移転のため事務所に倉庫スペースがなくなりました。ご支援の品々などもタイムリーにその都度転送しています。
●未使用の切手は宅配の郵パックに使えますし、書き損じのはがきは切手に交換しています。
●テレフォンカード、各種金券、商品券、図書などのカード類、収入印紙なども換金が容易です。
●皆さまへのお知らせや小さな会議、イベントなどの通信連絡や配送に役立つ事務用品の、例えばコピー用紙、プリント用紙、オフィスのり、ビニールひもなどの消耗品は少量でも有り難いです。どうぞよろしくお願いいたします。
（※おかげさまで粘着テープ、セロテープなどは当面充分になりました。H23.3月現在）

地域ねこの普及啓発パネル

発砲スチロールに加工した、地域ねこパネルを貸し出しています。所定の申し込み書式をご利用ください。パネルの種類はねこだすけニュース33号に掲載。

●展示会場やイベント内容の概略をご連絡いただきますと、点数などを選別いたします。それぞれB3サイズです。●貸し出し費用は無料ですが、送料を貸出時、返却時共ご利用者さまのご負担でお願いいたします。●地域ねこの直接的な普及啓発などの使用に限らせていただきます。●募金やフリーマーケット、譲渡会などが目的の場合はパネル内容と合致しない場合がありますので、ご利用をお控えいただいております。

ホームページからプリントできます。

ねこだすけニュースバックナンバー　ファクトシートの一部
動物愛護法ポスターチラシ　行政資料の一部　ほか

ねこだすけ　ファクトシートもくじ　検索

●個人向けの資料としてご活用ください。●複製や印刷、大量コピーなどでご利用の際にはご連絡ください。●現在、ファクトシートの頒布を行っていませんが、ダウンロードは従来通りです。

トラップケージ　動物保護目的の地域ねこ対策に限る、直輸入捕獲用ケージ

●動物愛護に理解の有るＡＰＬに協力を依頼し、ねこだすけ宛に規定の書式で申し込まれた方に限り、ＡＰＬから直接購入いただける仕組みをとっています。
●ＡＰＬではねこだすけに申し込みのない直接販売を行いません。貸し出し用トラップなどをＡＰＬがねこだすけに提供しています。ねこだすけからの直接販売も行いません。

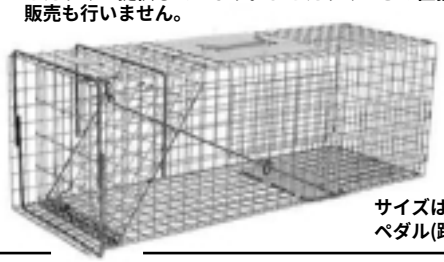

サイズは約25x25x66cm約2.6kg
ペダル(踏み板)式一種類のみ

●お申込みの規定書式をご請求ください。2～3枚のご案内用紙をお届けしております。
（HP検索→キャッツプロテクションケージ）
●古い1枚だけの用紙を現在使用しておりませんので、お手数ですが最新の用紙をご請求ください。
●直輸入のため、ケージ整備調整などのメンテナンスをねこだすけが受け持っております。万が一作動不良などの際には、出庫時同封の書式をご利用の上お問い合わせください。

●専用のキャリーケース

トラップケージの貸し出し…

地域ねこ対策や動物愛護に限るトラップケージ保護捕獲用かご（左の写真）

●貸出無料ですが、宅配送料をご負担ください。
●貸出期間は、一回につき最長1ヶ月です。規定の貸出申し込み書式がありますので、お問い合わせください。
●期間を超える際には、一度必ず返却してください。点検整備を行います。
●よそへの「又貸し」を絶対にしないでください。その都度一度返却し、規定の貸出申込書に記入してください。使う態様により危険な狩猟具にもなります。
●事情により1ヶ月を超えてしまっている際には、トラップ管理番号と使用報告書を至急通知してください。

JAPAN Neko-Dasuke NETWORK
2011 平成23年3月 vol.40

いのちにやさしいまちづくり
人と動物と、すてきな関係…

ねこだすけへのお誘い

資料を郵送します。ご住所をお知らせください。

ねこだすけは小さないのちにやさしいまちづくりを目指します。1年間に100万匹ものねこが不幸に死にます。少しの手助けで不幸なねこをなくせます。

ボランティアさんがそれぞれの立場で、ねこや動物に今できることをできる範囲で行い、次の世代につながることを願っています。

いつでも、どこでも、ねこや動物に心を動かされている皆さまにご参加をいただいています。

ねこの保護や救済、通院などのご相談にお応えし、人と動物との適切な関係づくりを広げます。社会のさまざまな分野に働きかけ、協力を促します。

ねこを快く思われない方とも、また行政などとも一緒に協働し、同じ目的の地域ねこ対策を進めます。

地域ねこ対策や動物愛護の活動は、政治や思想に中立で営利を求めません。超党派の議員、大勢の獣医師から賛同をいただいています。

ねこだすけは、ねこや動物を思うボランティアのチームワークで運営され、地域ねこや動物の情報ネットワークを進めます。動物を愛おしむ様々な立場の皆さまに支えられています。

いのちにやさしいまちづくりを目指す活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になって支えてください。

小さな声を大きく強く!! 地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘　要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個　人
C パートナー 5	5,000円	個　人
D パートナー 7	7,000円	個　人
E サポーター	10,000円以上	個　人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご 寄 付		年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A～Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

●アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

※地域ねこ活動が拡がっています。どうぞ対策費のご寄付をお願いいたします。

入会お申込・お問い合せは…

電話・Fax. 03-3350-6440
郵送・宅配 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203
NPO ねこだすけ http://www.nekodasuke.net

郵便振替	口座番号 00130 - 9 - 362975 加入者名 ねこだすけ

振替用紙通信覧に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日： お名前： ご住所／郵便番号： お電話番号：
Fax番号： 会員種別： 年会費： 円 ※寄付金： 円
※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

※他の金融機関からお振り込みの場合は…

銀行名	ゆうちょ銀行	店名	○一九店
金融機関コード	9900	(カナ)	ゼ ロイチキュウ店
店番	019	口座番号	0362975
預金種目	当座	カナ氏名(受取人名)	ネコダ スケ

●会員年度などが不明の際にはお問い合わせください。●金融機関やATMをご利用の際にはご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もあります。お手数ですがFaxなどでのご連絡をお願いいたします。●金融機関はみずほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。●このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。

●ご不要になった未使用の切手・書き損じハガキは郵パックや資料送付に転用します。未使用のテレフォンカード・収入印紙は換金も容易です。移転で保管場所が狭くなり、ケージや物資などの宅配出庫回数が更に増えました。配送費用にご支援をお願いいたします。

電話はFax.併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きお手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・なるべくFax.番号・お問い合わせ内容を手短にご記入の上ファクシミリ送信か郵送をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※Eメールでのご相談受付シフトは整っていません。)

活動 地域ねこ対策や、ねこの保護救済以外の活動内容

- ●動物愛護の普及や啓発
- ●動物の法規法令等の普及啓発と実行の推進
- ●全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い
- ●不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃
- ●緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進
- ●不適切に飼養される動物の改善
- ●生物多様性に関する動物の保全
- ●不適切な動物愛護風潮の抑止
- ●動物擁護の普及
- ●動物福祉の推進
- ●動物愛護普及啓発イベントの開催
- ●動物ネットワークの推進
- ●学習会や相談会セミナー開催
- ●ねこの譲渡・飼い方相談
- ●チームや支部などの支援　ほか

デスクワークボランティアスタッフさんを募っています。

ねこや動物の擁護を行いながら、皆さまに思いを伝える裏方作業も盛り沢山です。

文書類の整理や通信連絡、ご相談への応対などさまざまな役割分担が毎日あります。

ちょっとした会話の中に、動物愛護のヒントが隠されていることも経験します。デスクワークを担いながら、地域ねこチームリーダーも一人立ちして行きます。

特別の知識や経験はいりません。「できることを、できる範囲で、無理をしないで」をモットーに、ご参加をお待ちしています。

ファックスで「デスクワーク希望」としてご連絡ください。

折り返させていただきます。

※ファックス印字の欠落や番号違いなどで、折り返しのご連絡がとれない場合もあります。どうぞご容赦ください。

とても狭くて窮屈な事務所です。

ねこだすけニュースバックナンバー・会員の皆さま号・号外をホームページからプリントできます。 ねこだすけ 検索